

盗難車両手配要領の制定について

(昭和55年2月19日甲通達捜三ほか第2号)

自動車盗の犯人を早期に検挙し、第二次犯罪の未然防止を図るため、盗難車両手配に必要な事項を定めたもので、主な規定項目は、次のとおりである。

被害発生速報

手配の徹底

捜査活動の強化